

自転車通学規程について

審議案件③

上牧町教育委員会事務局 教育総務課

令和7年（2025）年7月

自転車通学規程（案）

○自転車通学許可について

1. ① 通学に2.5 km以上の距離を要する。
（通学経路と通学距離を記入した地図（様式自由）を自転車通学申請書に添付する。）
（通学経路は、安全かつ最短で通学路（自転車）に合流できるようにしてください。）
- ② 自転車防犯登録をしている。
（奈良県では、自転車の盗難防止と被害回復のために、県民が所有するすべての自転車が防犯登録を受ける義務があります。奈良県警察）
- ③ 自転車損害賠償責任保険等の保険に加入している。
（保護者は、監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係わる自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。奈良県条例）
- ④ 利用者のヘルメットを各家庭で準備し、着用する。
（すべての自転車利用者はヘルメットの着用に努めることとされました。改正道路交通法）
（自転車通学生のヘルメットの自由化が県教委から通達されている。）
（ヘルメットは、JIS規格の自転車用ヘルメットの基準を満たすものやそれと同等以上の安全性を有するもの）学校では、教室自ロッカー管理
- ⑤ ・自転車は、通学に適した安全に整備された標準的なものとし、マウンテンバイクやロードバイクなどの競技用自転車でないもの。
・前部かご・後部荷台・両脚スタンド（後部）があるもの。
（重量のある荷物は、後部荷台に固定でき、その他の軽量の荷物を前かごに入れ、安全に運転ができるようにするとともに、自転車置き場においては、直立状態で保管でき、荷物の取り付け・取り外しを安定して行うことができるようにするため。）
・鍵が取り付けられており、自転車から離れるときは、必ず施錠し、鍵は自己管理をすること。
- ⑥ 自転車利用のルールを守り、安全に利用できる。（別紙「中学生のための交通安全ブック奈良県警察」）
特に（上牧交差点から学校間は、乗車しない。）
（滝川遊歩道（右岸・自転車優先道）を通行する。）
（雨天時に自転車を利用する場合は、カッパを着用する。）

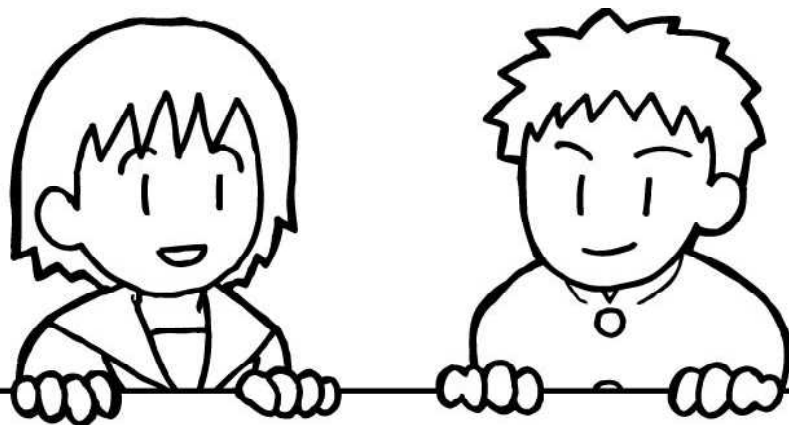
上記①～⑥を満たすことができ、保護者の同意のもとに別紙「自転車通学許可申請書」を学校に提出され、学校の鑑札シールの発行で自転車通学が許可される。
ただし、自転車通学に関する規定に違反し、指導しても改善されない場合は、許可を取り消すことがあります。

自転車通学許可申請書

上牧町立上牧中学校長 殿

私（生徒）は、自転車通学規程を遵守し、安全運転を心掛けます。また、保護者は責任のある安全指導をしますので、自転車通学の許可を申請します。

日 付	令和 年 月 日						
(ふりがな) 生徒氏名	男 ・ 女						
学 年	年						
保護者氏名 (自署)							
住 所							
緊急連絡先							
「はい・いいえ」に○印をおつけください。 <table><tr><td>・自転車防犯登録ができています。</td><td>はい ・ いいえ</td></tr><tr><td>・自転車損害賠償責任保険等の保険に加入している。</td><td>はい ・ いいえ</td></tr><tr><td>・自転車用ヘルメットを準備している。</td><td>はい ・ いいえ</td></tr></table>		・自転車防犯登録ができています。	はい ・ いいえ	・自転車損害賠償責任保険等の保険に加入している。	はい ・ いいえ	・自転車用ヘルメットを準備している。	はい ・ いいえ
・自転車防犯登録ができています。	はい ・ いいえ						
・自転車損害賠償責任保険等の保険に加入している。	はい ・ いいえ						
・自転車用ヘルメットを準備している。	はい ・ いいえ						



中学生のための

交通安全ブック

～安全に通学するために！～

奈良県警察

交通ルールやマナーについて

1 基本的な心得

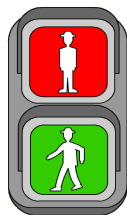
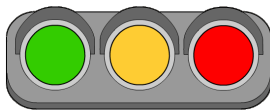
- (1) まずは、あなたも交通社会の一員です。

道路を通行するには、交通ルールを守ることをしてしっかり理解して下さい。

- (2) 交通事故から自分自身を守るだけでなく、道路を利用するほかの人々、特に幼児や高齢者、身体の不自由な人々へのゆずりあい・思いやりの心を持ちましょう。

2 信号機・道路標識・道路標示について

信号機、道路標識、道路標示のそれぞれの意味をしてしっかりと理解して、それに従いましょう。



一時停止



歩行者横断禁止



歩行者専用



自転車及び
歩行者専用



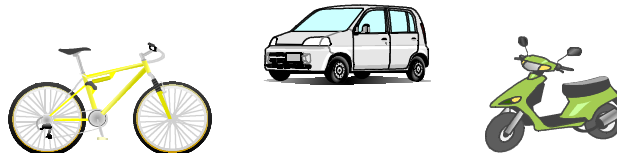
信号機あり



踏切あり

自転車の正しい乗り方について

自転車とは、自動車やバイクと同じ車両の一種で「車の仲間」です。



1 自転車に乗る前に

(1) 自分の体に合った自転車に乗りましょう。

自転車の大きさは、サドルにまたがった



ときに両足先が地面につくのが目安です。

(2) しっかり自転車を点検して、不備があれば整備してから乗らなければなりません。

- ・ ブレーキは前・後輪ともよくきくか。



- ・ ベル（警音器）はよく鳴るか。

- ・ ライト（前照灯）はつくか。

- ・ 尾灯など（反射器材）は



ついているか、他の車から自転車の後方、側面がよく見えるか。

2 自転車の通行するところ

(1) 自転車は原則、車道を

通行しましょう。

(2) 車道を通るときは、道路工事

などの場合を除き、車道の左側

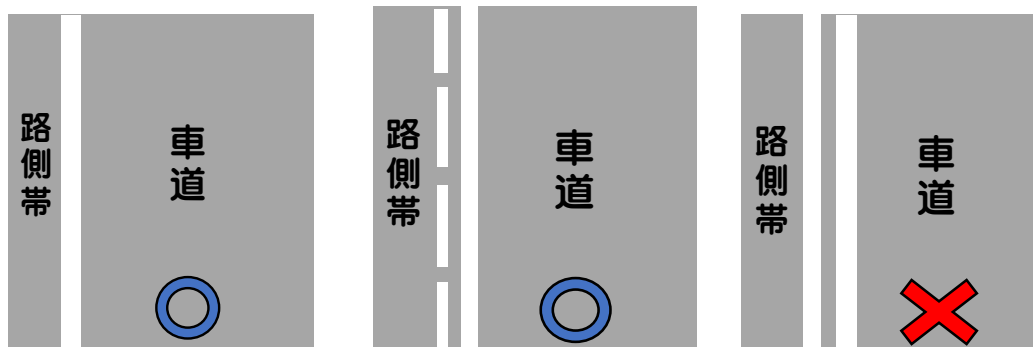
の端に沿って通行しなければな

りません。



(3) 自転車は路側帯を通ることができます。

ただし、歩行者の通行を妨げそうな場合や白の二本線の道路標示がある場合は通ることはできません。



(4) 自転車は道路標識などにより通行することができる

ところでは、歩道を通ることができます。

その場合には車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げ
そうなときは、必ず一時停止し
なければなりません。



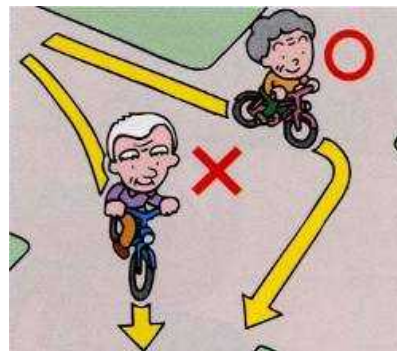
※ 徐行とは、大人の早足程度で
直ちに停止できる速度です。



3 交差点での通行方法

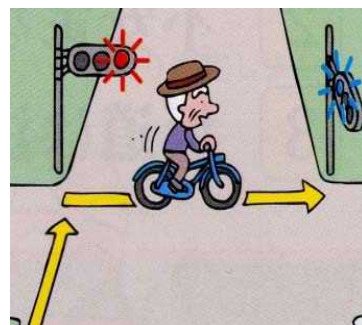
(1) 信号機のない交差点を右折する場合

できるだけ左端に寄って、
交差点の向こう側までまっすぐ
進み、十分に速度を落として曲
がります。



(2) 信号機のある交差点を右折する場合

青信号で交差点の向こう側まで、まっすぐ進み、
その地点で止まって自転車の向き
を右に変えて、前方の信号が青に
変わってから進みます。



(3) 左折する場合

できるだけ道路の左端に沿って十分速度を落とし、
横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して曲が
ります。

4 自転車の安全通行のために

- (1) 一時停止の道路標識がある場所では、
標識に従って、停止して、安全を確かめましょう。



- (2) 狭い道路から出るときや、見通しのきかない交差点では、必ず一時停止をして安全を確かめましょう。

- (3) 歩行者が横断歩道を渡っているときは、一時停止しましょう。



- (4) 2人乗りをしてはいけません。

- (5) 傘をさしたり、物を手やハンドルにさげて運転してはいけません。

- (6) 自転車は他の自転車と並んで走ってはいけません。道路の左端を1列に、



前の自転車が急停車しても追突することのないよう十分な距離をあけましょう。

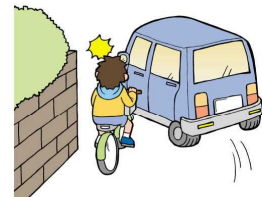
- (7) 警察官や交通巡視員の手信号、灯火による信号や指示に、従わなければなりません。

(8) 子どものひとり歩き、身体の不自由な人、車いすの人などが通っているときは、一時停止するか、徐行して通行を妨げないようにしてください。

(9) 停車・駐車している自動車のそばを通るときは、急にドアが開いたり、かげから歩行者が飛び出すかも知れないので、注意しましょう。



(10) 車道の左端を走っているときは、交差点で左折する自動車に巻き込まれる事故が多いので、特に、左折する車には注意しましょう。



(11) 安全のためにヘルメットを着用しましょう。

あごひもをしっかりと締めましょう。



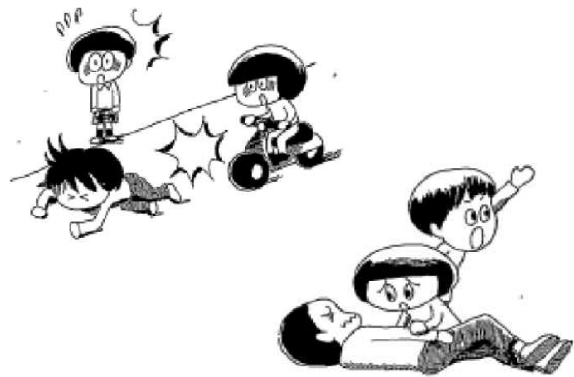
(12) 自転車事故を起こして、高額な損害賠償が必要となるケースが増えています。万が一に備えて、自転車保険に加入しましょう。

交通事故が起きたとき

交通事故が起きたときは、落ち着いて次のような応急の措置をとり、速やかに保護者や学校に連絡しましょう。

1 事故を起こしたとき

- (1) 負傷者を救護する。
- (2) 事故の続発を防ぐ。
- (3) 事故の状況を警察官に報告し、指示を受ける。



2 事故にあったとき

- (1) 警察へ届け出る。
- (2) 病院へ行って、医師の診断を受ける。
- (3) 相手の人の名前を確認しておく。



3 事故現場に居合わせたとき

- (1) 負傷者の救護のための措置を



手伝ったり、関係機関への連絡、報告などに協力する。

(2) ひき逃げや事故を見かけたときは、まず負傷者の救

護にあたるとともに、その車の

ナンバーや車の特徴も記憶して

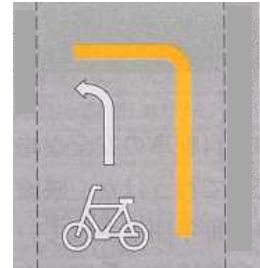
おき、110番や119番などへ連絡

する。



その他の交通ルール

- (1) 自転車は交差点や、その手前に「進入禁止」の標示があるときは、その標示をこえて交差点に入ってはいけません。標示の矢印に従って、左側の歩道に乗り入れ、自転車横断帯を利用しましょう。



- (2) 自転車は交差点あるいは、その付近に「自転車横断帯」のあるところでは、その自転車横断帯を通行しなければならない。



- (3) 自転車は、停止、右左折をするときは、必ず安全を確かめたのち早めに正しく合図を行う。

- ・ 停止の合図…右腕を斜め下に出す。
- ・ 右折の合図…手のひらを下にして右腕を横に水平に出す。
- ・ 左折の合図…右腕のひじを垂直に上に曲げる。

停止の合図

右折の合図

左折の合図

